

【第3期中期目標期間】

地方独立行政法人大阪市民病院機構 自己評価の考え方について

地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)が、各年度の業務実績報告書の策定に係る自己評価については、以下に示す基準を目安に行うこととする。

○ 法人の自己評価の基準

下記の基準を目安として評価を行うものとする。

評価	評価の基準
V 評価	定量的目標数値の達成度が 120%以上で、年度計画を大幅に上回って実施している場合 特段の成果が認められる場合
IV 評価	定量的目標数値の達成度が 100%以上 120%未満で、年度計画を上回って実施している場合
Ⅲ 評価(基準)	定量的目標数値の達成度が 90%以上 100%未満で、年度計画を順調に実施している場合
Ⅱ 評価	定量的目標数値の達成度が 70%以上 90%未満で、年度計画を十分に実施できていない場合
I 評価	定量的目標数値の達成度が 70 %未満で、年度計画を大幅に下回っている場合

一つの評価項目に複数の目標指標が設定されている場合は、下記の基準を目安として評価を行うものとする。

評価	評価の基準
V 評価	V 評価があるなど、特段の成果が認められる場合
IV 評価	IV 評価の指標が半数以上で、かつ Ⅱ 評価の指標がない場合 IV 評価の指標が2/3以上で、かつ Ⅱ 評価の指標が1割以内
Ⅲ 評価(基準)	IV 評価以上又は Ⅱ 評価以下の場合以外で、年度計画を順調に実施している場合
Ⅱ 評価	Ⅱ 評価の指標が2/3以上の場合(やむを得ない事情がある場合を除く)
I 評価	I 評価が複数項目あるなど、目標及び前年度実績を大きく下回った場合(やむを得ない事情がある場合を除く)

- 最終的な法人の自己評価については、上記の数値指標での評価と、定性的な取組実績等(特筆すべき実績や、やむを得ない事情など)を総合的に勘案し、決定するものとする。